

令和3年度北海道一般会計予算

令和3年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,252,995,666千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		573,266,638
	1 道 民 税	151,458,541
	2 事 業 税	109,057,071
	3 地 方 消 費 税	151,665,446
	4 不 動 産 取 得 税	16,089,816
	5 道 た ば こ 税	6,919,041
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,327,199
	7 軽 油 引 取 税	54,871,266
	8 自 動 車 税	79,855,619
	9 鉱 区 税	38,720
	10 道 固 定 資 産 税	165,750
	11 狩 猟 税	41,354

款	項	金額
	12 核 燃 料 稅	899,960
	13 循 環 資 源 利 用 促 進 稅	876,855
2 地 方 消 費 稅 清 算 金		253,567,812
	1 地 方 消 費 稅 清 算 金	253,567,812
3 地 方 讓 与 稅		71,039,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 稅	58,239,000
	2 地 方 揮 發 油 讓 与 稅	11,261,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 稅	388,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 稅	460,000
	5 森 林 環 境 讓 与 稅	460,000
	6 航 空 機 燃 料 讓 与 稅	231,000
4 地 方 特 例 交 付 金		2,480,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,480,000
5 地 方 交 付 稅		631,000,000

款	項	金 額
	1 地 方 交 付 税	631,000,000
6 交通安全対策特別交付金		1,059,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,059,000
7 分担金及び負担金		17,874,398
	1 分 担 金	1,534,986
	2 負 担 金	16,339,412
8 使用料及び手数料		23,062,620
	1 使 用 料	13,137,833
	2 手 数 料	296,592
	3 証 紙 収 入	9,628,195
9 国庫支出金		520,512,281
	1 国庫負担金	101,143,446
	2 国庫補助金	410,010,909
	3 委 託 金	9,357,926

款	項	金額
10 財産収入		5,780,559
	1 財産運用収入	3,297,966
	2 財産売却収入	2,482,593
11 寄附金		135,814
	1 寄附金	135,814
12 繰入金		37,555,368
	1 特別会計繰入金	8,131,371
	2 基金繰入金	29,423,997
13 諸収入		510,642,276
	1 延滞金、加算金及び過料等	834,596
	2 預金利子	2,845
	3 貸付金収入	494,334,647
	4 受託事業収入	2,410,804
	5 収益事業収入	7,605,786

款	項	金 額
	6 雜 入	5,453,598
14 道 債		605,019,900
	1 道 債	605,019,900
歲 入 合 計		3,252,995,666

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,379,271
	1 議 会 費	3,379,271
2 総 務 費		294,580,779
	1 総 務 管 理 費	89,260,679
	2 徴 税 費	163,129,678
	3 学 事 宗 務 費	32,531,672
	4 防 災 費	1,612,454
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	996,128
	6 危 機 管 理 費	4,166
	7 領 土 復 帰 対 策 費	875,099
	8 会 計 管 理 費	448,110
	9 選 挙 費	4,715,326
10 人 事 委 員 会 費	339,493	

款	項	金 額
	11 監 查 委 員 費	667,974
3 綜 合 政 策 費		59,657,581
	1 綜 合 政 策 管 理 費	3,808,939
	2 官 民 連 携 推 進 費	35,674
	3 政 策 費	2,125,766
	4 国 際 交 流 費	416,992
	5 情 報 統 計 費	6,234,495
	6 地 域 創 生 費	7,166,763
	7 地 域 行 政 費	2,700,880
	8 交 通 政 策 費	32,543,132
	9 航 空 費	4,624,940
4 環 境 生 活 費		13,824,023
	1 環 境 生 活 管 理 費	2,358,453
	2 環 境 政 策 費	3,741,254

款	項	金額
	3 循環型社会推進費	489,570
	4 気候変動対策費	1,913,457
	5 自然環境費	731,408
	6 道民生活費	503,382
	7 消費者安全費	394,350
	8 文化振興費	998,356
	9 スポーツ振興費	1,177,888
	10 東京オリンピック連携費	877,368
	11 アイヌ政策費	638,537
5 保健福祉費		608,335,846
	1 保健福祉管理費	26,133,104
	2 地域医療費	14,758,675
	3 医務薬務費	3,489,858
	4 地域保健費	185,698,271

款	項	金額
	5 国保医療費	112,127,508
	6 食品衛生費	802,936
	7 地域福祉費	32,220,784
	8 施設運営指導費	5,190,923
	9 障がい者保健福祉費	72,875,866
	10 高齢者保健福祉費	83,050,941
	11 子ども子育て支援費	71,374,941
	12 災害救助費	612,039
6 経 済 費		516,253,461
	1 経 済 管 理 費	4,157,677
	2 食 関 連 産 業 費	1,003,180
	3 経 済 企 画 費	6,376,019
	4 国 際 経 済 費	108,546
	5 観 光 費	4,841,197

款	項	金額
	6 中 小 企 業 費	469,328,108
	7 産 業 振 興 費	16,601,035
	8 科 学 技 術 振 興 費	57,798
	9 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 費	7,734,084
	10 雇 用 労 政 費	1,135,111
	11 産 業 人 材 費	4,507,265
	12 労 働 委 員 会 費	403,441
7 農 政 費		121,265,451
	1 農 政 管 理 費	8,436,920
	2 食 品 政 策 費	2,211,939
	3 農 産 振 興 費	8,534,938
	4 畜 産 振 興 費	3,885,741
	5 技 術 普 及 費	2,504,002
	6 農 業 経 営 費	7,663,696

款	項	金額
	7 農地調整費	1,737,294
	8 農村設計費	16,588,636
	9 農業農村整備事業費	53,049,209
	10 農業施設管理費	16,604,541
	11 農村計画費	48,535
8 水産林務費		63,312,541
	1 水産林務管理費	7,128,215
	2 水産経営費	3,022,956
	3 水産振興費	207,801
	4 漁港漁村費	24,026,436
	5 漁業管理費	3,303,297
	6 林業木材費	3,593,146
	7 森林計画費	956,686
	8 森林整備費	8,315,351

款	項	金額
	9 治 山 費	9,337,762
	10 森 林 活 用 費	591,216
	11 道 有 林 費	2,829,675
9 建 設 費		223,700,936
	1 建 設 管 理 費	43,055,879
	2 維 持 管 理 防 災 費	10,704,197
	3 道 路 橋 り ょ う 費	95,386,518
	4 河 川 費	39,458,168
	5 砂 防 海 岸 費	15,207,742
	6 ま ち つ ぐ り 推 進 費	62,512
	7 都 市 環 境 費	7,115,625
	8 公 園 下 水 道 費	6,923,740
	9 建 築 指 導 費	507,969
	10 住 宅 費	41,409

款	項	金額
	11 營繕費	5,237,177
10 警察費		131,419,646
	1 警察管理費	123,638,193
	2 警察活動費	3,567,531
	3 交通安全施設費	4,213,922
11 教育費		386,645,056
	1 教育総務費	23,324,379
	2 小学校費	131,582,403
	3 中学校費	80,806,611
	4 高等学校費	94,525,394
	5 特別支援学校費	50,740,030
	6 学校教育費	3,022,261
	7 社会教育費	1,803,651
	8 保健体育費	840,327

款	項	金額
12 災害復旧費		2,606,781
	1 農地開発施設災害復旧費	60,000
	2 水産林業施設災害復旧費	755,579
	3 土木施設災害復旧費	1,791,202
13 公債費		643,386,603
	1 公債費	643,386,603
14 諸支出金		184,427,691
	1 繰出金	30,274,047
	2 諸費	154,153,644
15 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		3,252,995,666

第 2 表 債 務 負 担 行 為			(単位 千円)
事 項	期 間	限 度 額	
令和3年度建設に係る札幌医科大学の工事請負に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	352,265	
令和3年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う経営安定資金及び短期経営安定資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	元金について 3,423,000千円 以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額	
令和3年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う施設整備資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	元金について 200,000千円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額	
令和3年度北海道消防学校実践的訓練施設整備事業に係る工事請負に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	294,946	
令和3年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	220,000	
令和3年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和3年度から令和13年度まで	60,000	
令和3年度新型コロナウイルス感染症対応資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和3年度から令和6年度まで	2,080,000	
令和3年度新型コロナウイルス感染症対応資金に係る補償融資の損失補償に関する債務負担行為	令和3年度以降	700,000	
令和3年度企業立地促進事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和3年度から令和7年度まで	806,647	
緊急再就職委託訓練業務の委託に関する債務負担行為	令和3年度から令和5年度まで	357,588	
令和3年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	986,991	

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和3年度から令和7年度まで	1,039
令和3年度農地売買支援事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和3年度から令和14年度まで	11,113,834
令和3年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和3年度から令和19年度まで	33,349
令和3年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和3年度から令和23年度まで	210,036
令和3年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和3年度から令和18年度まで	92,689
令和3年度畜産特別支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和3年度から令和28年度まで	9,443
令和3年度畜産経営体質強化支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和3年度から令和28年度まで	15,227
令和3年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和3年度から令和14年度まで	695
令和3年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和3年度から令和24年度まで	1,276,104
令和3年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和3年度から令和19年度まで	74,100
令和3年度北海道山林種苗協同組合に金融機関が行う種子貯蔵管理資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	元金について 331,156千円以内 利子について 元金に対する利子相当額の合計額
本庁舎井戸取水ポンプ改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	27,298
北海道消防学校屋内訓練場暖房設備改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	87,345

事 項	期 間	限 度 額
北海道原子力環境センター改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	460,291
檜山合同庁舎非常用電源改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	113,831
留萌合同庁舎非常用電源改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	130,297
宗谷合同庁舎屋上防水改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	143,067
日高合同庁舎屋上防水改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	100,603
北海道立女性相談援助センター屋上防水改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	115,400
開拓の村旧小樽新聞社改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	101,632
開拓の村旧近藤染舗改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	109,632
北海道立紋別高等看護学院長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	228,802
渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	121,674
渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室今金支所長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	95,831
上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	104,142
北海道立工業技術センター暖房設備改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	79,969
北海道立室蘭高等技術専門学院改修工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	139,007

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	令和3年度から令和7年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 578,000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る 限度利率の半年複利以内の額の合計額
道道名寄遠別線トンネル工事に関する債務負担行為	令和3年度から令和5年度まで	4,950,000
令和3年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	令和3年度から令和27年度まで	758,042
令和3年度警察署庁舎改築に係る設計業務の委託に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	70,002
令和3年度公益財団法人北海道高等学校奨学会に金融機関が行う奨学金及び入学資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	元金について 総務費について 10,769,538千円以内 教育費について 4,448,813千円以内 の合計額 15,218,351千円以内 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	令和3年度から令和13年度まで	元金について 1,295,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

(その2)					(単位 千円)
事 項	変 更 前		変 更 後		
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
総合博物館の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和元年度から令和4年度まで	1,428,000	令和元年度から令和4年度まで	1,429,000	
北海道小規模企業支援ファンド投資事業有限責任組合(仮称)に対する出資に関する債務負担行為	平成28年度から令和2年度まで	250,000	平成28年度から令和4年度まで	250,000	
道立施設の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	平成29年度から令和3年度まで	環境生活費について 2,601,000 経済費について 351,000 水産林務費について 602,000 建設費について 2,779,000 教育費について 3,535,000 の合計額 9,868,000	平成29年度から令和3年度まで	環境生活費について 2,702,000 経済費について 352,000 水産林務費について 604,000 建設費について 2,784,000 教育費について 3,535,000 の合計額 9,977,000	
道立施設の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和2年度から令和6年度まで	総務費について 1,292,000 環境生活費について 260,000 の合計額 1,552,000	令和2年度から令和6年度まで	総務費について 1,292,000 環境生活費について 261,000 の合計額 1,553,000	

第 3 表				
地 方 債				
(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学整備費	1,951,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構整備費	1,076,000	同 上	10%以内	同 上
庁舎等整備費	255,000	同 上	10%以内	同 上
私立学校等管理運営費 対 策 費	7,000	同 上	10%以内	同 上
消防学校施設整備費	146,000	同 上	10%以内	同 上
退職手当	1,000,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定特別 総合開発事業 推 進 費	921,000	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合行政情報 ネットワーク 施設整備費	303,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
地域総合整備資金 貸付事業費	691,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通企画費	1,000,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線鉄道整備事業費	20,033,000	同上	10%以内	同上
直轄空港整備費	704,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	382,000	同上	10%以内	同上
石狩西部広域水道対策費	276,000	同上	10%以内	同上
自然環境対策費	50,000	同上	10%以内	同上
保健所整備費	181,000	同上	10%以内	同上
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	35,000	同上	10%以内	同上
社会福祉施設整備費	2,893,000	同上	10%以内	同上
障がい者施設整備費	254,000	同上	10%以内	同上
児童福祉施設整備費	50,000	同上	10%以内	同上
中小企業近代化資金貸付事業費	225,000	同上	10%以内	同上
土地改良事業費	9,170,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農用地造成事業費	1,350,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農地防災事業費	1,485,000	同上	10%以内	同上
農道等整備事業費	642,000	同上	10%以内	同上
農道整備特別対策事業費	445,000	同上	10%以内	同上
農村総合整備事業費	359,000	同上	10%以内	同上
直轄土地改良事業費	8,575,000	同上	10%以内	同上
水産基盤整備費	7,273,000	同上	10%以内	同上
直轄特定漁港漁場整備事業費	3,882,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸保全費	538,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	253,000	同上	10%以内	同上
漁業取締船整備費	1,351,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	419,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	4,419,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時治山施設整備 特別対策事業費	1,383,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
森林整備費	3,321,900	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道民の森整備費	22,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	20,664,000	同上	10%以内	同上
道路新設改良費	11,650,000	同上	10%以内	同上
臨時道路整備 特別対策事業費	21,675,000	同上	10%以内	同上
直轄河川事業費	10,006,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	8,915,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備 特別対策事業費	7,028,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	214,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄砂防事業費	1,397,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
砂防費	4,575,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,026,000	同上	10%以内	同上
災害関連事業費	9,000	同上	10%以内	同上
直轄海岸事業費	160,000	同上	10%以内	同上
海岸保全事業費	1,161,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	1,025,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	2,379,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備特別対策事業費	1,056,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	875,000	同上	10%以内	同上
庁舎等営繕費	3,747,000	同上	10%以内	同上
警察施設整備費	492,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設整備費	1,099,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校施設整備費	4,578,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特別支援学校施設整備費	1,200,000	同上	10%以内	同上
耕地災害復旧費	3,000	同上	10%以内	同上
漁港災害復旧費	67,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	1,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	166,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	431,000	同上	10%以内	同上
借換債	277,800,000	同上	10%以内	同上
臨時財政対策債	140,000,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
調整債	4,300,000	同上	10%以内	同上
合計	605,019,900			

令和3年度北海道公債管理特別会計予算

令和3年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ391,841,459千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		409,841
	1 財 産 運 用 収 入	409,841
2 繰 入 金		391,431,618
	1 一 般 会 計 繰 入 金	294,081,740
	2 基 金 繰 入 金	97,349,878
歳 入 合 計		391,841,459

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		391,841,459	
	1 公 債 費	391,841,459	
歳 出 合 計			391,841,459

令和3年度北海道国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度北海道国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ493,953,453千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		148,451,424
	1 負担金	148,451,424
2 国庫支出金		134,994,717
	1 国庫負担金	92,006,468
	2 国庫補助金	42,988,249
3 財産収入		719
	1 財産運用収入	719
4 繰入金		29,420,231
	1 一般会計繰入金	29,104,355
	2 基金繰入金	315,876
5 繰越金		501,077
	1 繰越金	501,077

款	項	金額
6 諸 収 入		180,585,285
	1 貸 付 金 収 入	47,333
	2 雑 入	180,537,952
歳 入 合 計		493,953,453

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 国民健康保険事業費		493,425,653	
	1 国民健康保険事業費	493,425,653	
2 諸 支 出 金		527,800	
	1 繰 出 金	26,723	
	2 諸 費	501,077	
歳 出 合 計		493,953,453	

議案第4号

令和3年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和3年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ954,539千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		31,642
	1 一 般 会 計 繰 入 金	31,642
2 繰 越 金		150,000
	1 繰 越 金	150,000
3 諸 収 入		772,897
	1 貸 付 金 収 入	635,741
	2 雑 入	137,156
歳 入 合 計		954,539

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			804,539
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		804,539
2 諸支出金			150,000
	1 繰出金		52,000
	2 諸費		98,000
歳 出 合 計			954,539

令和3年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

令和3年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,383,974千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		310,483
	1 一 般 会 計 繰 入 金	310,483
2 繰 越 金		147,458
	1 繰 越 金	147,458
3 諸 収 入		626,033
	1 貸 付 金 収 入	587,680
	2 雑 入	38,353
4 道 債		300,000
	1 道 債	300,000
歳 入 合 計		1,383,974

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金貸付事業費		612,909	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	612,909	
2 公 債 費		387,120	
	1 公 債 費	387,120	
3 諸 支 出 金		383,945	
	1 繰 出 金	311,385	
	2 諸 費	72,560	
歳 出 合 計		1,383,974	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	300,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.15%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和3年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

令和3年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ386,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		374,291
	1 財 産 運 用 収 入	291
	2 財 産 売 払 収 入	374,000
2 繰 入 金		428
	1 基 金 繰 入 金	428
3 諸 収 入		12,186
	1 一 般 会 計 借 入 金	12,186
歳 入	合 計	386,905

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		386,905	
	1 公 債 費	386,905	
歳 出 合 計			386,905

令和3年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

令和3年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ211,718千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		169,407
	1 財 産 運 用 収 入	407
	2 財 産 売 払 収 入	169,000
2 繰 入 金		1,853
	1 基 金 繰 入 金	1,853
3 諸 収 入		40,458
	1 一 般 会 計 借 入 金	40,458
歳 入 合 計		211,718

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		211,718	
	1 公 債 費	211,718	
歳 出 合 計			211,718

令和3年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

令和3年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ587,533千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,050
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,050
2 繰 越 金		55,441
	1 繰 越 金	55,441
3 諸 収 入		529,042
	1 貸 付 金 収 入	529,042
歳 入 合 計		587,533

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		3,050	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	3,050	
2 公 債 費		372,001	
	1 公 債 費	372,001	
3 諸 支 出 金		212,482	
	1 繰 出 金	195,136	
	2 諸 費	17,346	
歳 出 合 計		587,533	

令和3年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和3年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,922千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,912
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,912
2 繰 越 金		89,151
	1 繰 越 金	89,151
3 諸 収 入		160,859
	1 貸 付 金 収 入	160,849
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		253,922

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	253,922	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	253,922	
歳 出 合 計			253,922

令和3年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和3年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ309,295千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		4,724
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,724
2 繰 越 金		220,659
	1 繰 越 金	220,659
3 諸 収 入		83,912
	1 貸 付 金 収 入	63,438
	2 雑 入	20,474
歳 入 合 計		309,295

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	305,035	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	305,035	
2	林業就業促進資金 貸付事業費	4,260	
	1 林業就業促進資金 貸付事業費	4,260	
歳 出 合 計		309,295	

令和3年度北海道営住宅事業特別会計予算

令和3年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,897,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,041,835
	1 使用料	5,041,835
2 国庫支出金		2,859,133
	1 国庫補助金	2,859,133
3 繰入金		815,881
	1 一般会計繰入金	815,881
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		2,161,878
	1 一般会計借入金	2,077,366
	2 雑収入	84,512
6 道債		4,019,000

款	項	金 額
	1 道 債	4,019,000
歲 入	合 計	14,897,827

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,410,809	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,410,809	
2 公 債 費		5,653,631	
	1 公 債 費	5,653,631	
3 諸 支 出 金		833,387	
	1 繰 出 金	833,377	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		14,897,827	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	令和3年度から令和4年度まで	3,110,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	3,986,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	33,000	同上	10%以内	同上
合計	4,019,000			

令和3年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

令和3年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,859,537千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		40,859,537
	1 一 般 会 計 借 入 金	20,677,000
	2 貸 付 金 収 入	20,182,537
歳 入	合 計	40,859,537

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費		20,677,000	
	1 住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	20,677,000	
2 公 債 費		20,182,537	
	1 公 債 費	20,182,537	
歳 出 合 計		40,859,537	

令和3年度北海道地方競馬特別会計予算

令和3年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,346,764千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,900,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6,075
	1 手 数 料	6,075
2 財 産 収 入		1,076
	1 財 産 運 用 収 入	1,076
3 寄 附 金		35,500
	1 寄 附 金	35,500
4 諸 収 入		40,304,113
	1 収 益 事 業 収 入	37,604,480
	2 雑 収 入	2,699,633
歳 入 合 計		40,346,764

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		40,343,080	
	1 競 馬 総 務 費	19,926	
	2 競 馬 開 催 費	40,323,154	
2 諸 支 出 金		3,684	
	1 繰 出 金	3,684	
歳 出 合 計		40,346,764	

令和3年度北海道公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度北海道公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	1,715,710	立方メートル
(2) 一日平均処理水量	4,701	立方メートル
(3) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域公共下水道改修事業	798,300	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	942,018 千円
第1項	営業収益	342,529 千円
第2項	営業外収益	599,489 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	1,160,169 千円
第1項	営業費用	987,572 千円
第2項	営業外費用	172,597 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,802千円は、当年度分損益勘定留保資金1,004千円、過年度資本的収支調整額19,959千円及び当年度資本的収支調整額9,839千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,146,669	千円
第1項 企 業 債	740,200	千円
第2項 補 助 金	177,400	千円
第3項 他会計からの長期借入金	229,069	千円
	支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,177,471	千円
第1項 建 設 改 良 費	837,300	千円
第2項 企 業 債 償 還 金	339,660	千円
第3項 長 期 借 入 償 還 金	501	千円
第4項 返 還 金	10	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	千円 659,900	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	53,300	同 上	10%以内	同 上
資本費平準化債	27,000	同 上	10%以内	同 上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

令和3年度北海道流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度北海道流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	17市町
(2) 主要な建設改良事業	
十勝川流域下水道改修事業	601,500 千円
石狩川流域下水道改修事業	450,400 千円
函館湾流域下水道改修事業	791,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	4,687,472 千円
第1項 営業外収益	4,687,472 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	4,803,153 千円
第1項 営業費用	4,610,748 千円
第2項 営業外費用	192,405 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,002,783千円は、当年度分損益勘定留保資金972,003千円及び過年度資本的収支調整額30,780千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,562,827 千円
第1項 企 業 債	967,000 千円
第2項 補 助 金	1,168,900 千円
第3項 負 担 金	426,927 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,565,610 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,942,800 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,622,800 千円
第3項 返 還 金	10 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度流域下水道事業に関する債務負担行為	令和3年度から 令和4年度まで	千円 534,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	千円 386,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	377,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 204,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

令和3年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 304,814,000 キロワット時

(2) 主要な建設改良事業

清水沢発電所改修事業 690,404 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	5,484,793 千円
第1項 営業収益	5,346,884 千円
第2項 財務収益	1,300 千円
第3項 営業外収益	136,609 千円
支 出	
第1款 電気事業費用	3,146,864 千円
第1項 営業費用	2,744,044 千円
第2項 財務費用	63,059 千円
第3項 営業外費用	339,761 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,911,100千円は、過年度分損益勘定留保資金103,330千円、減債積立金617,070千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金2,105,121千円及び当年度資本的収支調整額85,579千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	815,913 千円
第1項 企業債	800,000 千円
第2項 負担金	713 千円
第3項 長期貸付金償還金	15,200 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,727,013 千円
第1項 建設改良費	1,050,624 千円
第2項 企業債償還金	617,070 千円
第3項 繰出金	2,059,319 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度川端発電所避雷器更新工事に関する債務負担行為	令和3年度から 令和4年度まで	千円 10,077
令和3年度ポンテシオ発電所改修事業に関する債務負担行為	令和3年度から 令和5年度まで	574,695
令和3年度滝下発電所送電用遮断器更新工事に関する債務負担行為	令和3年度から 令和4年度まで	94,788
令和3年度滝下発電所水車発電機分解点検補修に関する債務負担行為	令和3年度から 令和5年度まで	994,455

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清水沢発電所 改修事業	千円 690,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
シューパロ発電所 改修事業	千円 110,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 733,234 千円 |
| (2) 交際費 | 120 千円 |

令和3年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	77	箇所
(2) 年間総給水量	89,828,135	立方メートル
(3) 一日平均給水量	246,104	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	114,348	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	86,007	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	508,750	千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	5,900	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、長期借入金
を一般会計から118,313千円借り入れる。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益	2,183,788	千円
第1項 営業収益	1,956,453	千円
第2項 営業外収益	227,335	千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用	2,174,796	千円
第1項 営業費用	2,040,333	千円
第2項 営業外費用	134,463	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額966,660千円は、過年度分損益勘定留保資金323,967千円、当年度分損益勘定留保資金569,166千円及び当年度資本的収支調整額73,527千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	937,011 千円
第1項 企業債	377,000 千円
第2項 補助金	401,196 千円
第3項 他会計からの出資金	109,163 千円
第4項 他会計からの長期借入金	49,652 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,903,671 千円
第1項 建設改良費	900,958 千円
第2項 企業債償還金	936,642 千円
第3項 長期借入償還金	66,071 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度室蘭地区工業用水道驚別ポンプ場受変電設備更新工事に関する債務負担行為	令和3年度から 令和4年度まで	千円 245,300

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
室蘭地区工業用水道 改 修 事 業	千円 53,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む)。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
苫小牧地区 工 業 用 水 道 改 修 事 業	324,000	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			後においては、当該見直し後の利率)	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,330,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 347,832 千円 |
| (2) 交際費 | 80 千円 |

令和3年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	6 病院
(2) 病 床 数	876 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	118,961 人
外 来	208,385 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	326 人
外 来	861 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、企業債331,000千円を借り入れる。

収 入	
第1款 病院事業収益	16,160,314 千円
第1項 医業収益	6,598,840 千円
第2項 医業外収益	9,546,159 千円
第3項 特別利益	15,315 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	17,275,829 千円
第1項 医業費用	14,241,696 千円
第2項 医業外費用	2,452,271 千円
第3項 特別損失	581,862 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足す

る額501,161千円は、当年度分損益勘定留保資金501,161千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,760,317 千円
第1項 企業債	661,000 千円
第2項 補助金	14,098 千円
第3項 他会計負担金	991,219 千円
第4項 固定資産売却代金	94,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,261,478 千円
第1項 建設改良費	679,877 千円
第2項 企業債償還金	1,581,601 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 661,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特別減収対策企業債	331,000	同上	10%以内	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	8,597,111 千円
(2) 交際費	400 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,384,403千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取 得 す る 資 産	器 械 備 品	血 管 撮 影 装 置	1 台